

東北学生陸上競技連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は、東北学生陸上競技連盟 (Collegiate Athletics Federation of Tohoku: CAFT) と称し、事務所を仙台市内 (仙台市宮城野区小田原1丁目5番37号) に置く。

第2条 本連盟は、東北6県 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島) に所属する大学、短期大学、及び高等専門学校の陸上競技部の加盟をもって組織する。

2. 東北を代表し、社団法人日本学生陸上競技連合に加盟する。

第2条 本連盟は、東北における学生陸上競技を代表する団体であり、学生精神に則り、これを統括し、加盟校相互の親睦を深め、競技力向上に努め、広く陸上競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学生陸上競技に関する競技会
- ② 競技力向上・普及に関する諸事業
- ③ 東北学生陸上競技連盟記録の認定
- ④ 審判講習会
- ⑤ 表彰
- ⑥ その他、本連盟の目的を達成するための必要な事業

第2章 加盟校

第5条 本連盟に加盟できる大学等の資格は、学校教育法、同法施行細則の設置基準によって設置された大学 (大学院を含む)、短期大学 (短期大学部を含む)、及び高等専門学校 (第4・5学年) とする。

2. 本連盟への加盟は、各大学等に承認された1団体に限り、加盟校は本連盟と類似の団体を組織することはできない。

第6条 加盟校は、本連盟の規約を遵守しなければならない。

第7条 加盟校は、毎年指定された期日までに加盟分担金を添えて、当該年度の加盟手続き、個人登録手続きをしなければならない。

第8条 加盟校は、毎年指定された期日までに当該年度の役員名、事業予定を提出しなければならない。

第9条 本連盟に新たに加盟しようとする大学等は、公認団体証明書、加盟申請書、規約遵守誓約書をもって申請し、代表員総会の承認を得なければならない。

第3章 学生競技者

第10条 本連盟の学生競技者は、本連盟加盟校の学生として、陸上競技を愛好し、陸上競技を通じて心身を鍛錬し、相互の親睦等の目的のためにのみ陸上競技を行う者をいい、次の要件を満たさなければならない。

- ① 本連盟加盟校の学生であること。

- ② 学生の範囲は、学校教育法第90条に定める学生、第91条の専攻科、別科の学生、第118条に定める高等専門学校学生で入学後3年次を経た者、及び第102条の定める大学院の学生と、本連盟が認めた大学等の学生とする。

第11条 本連盟競技者が休学する場合、休学期間中は、本連盟競技者の資格を喪失する。休学の事実が生じた場合、加盟校は、直ちに本連盟に届けなければならない。

第12条 休学した本連盟競技者が同一年度に復学した場合、本連盟への届け出と同時に本連盟競技者としての資格が復活する。

第13条 他地区学連も含め登録した加盟校の履修課程を修了せず、転学した者は、その発生時より1年間、学生競技者の資格を失う。

第14条 学生精神にもとる行為をした本連盟競技者は、その行為の発生時より1年間、学生競技者の資格を失う。

- ① 停学処分を受けた者
② 学生競技者精神に反する行為をした者

第15条 実業団チーム在籍競技者が、本連盟加盟校に進学し、本連盟に登録する場合は、在籍した実業団チームの監督の承諾書を提出しなければならない。ただし、1年以上前に実業団チームを正式に退部した者については、この限りではない。

第4章 役員

第16条 本連盟に次の役員をおく。

以下の役員は、加盟校の学生以外の関係者をもって充てる。

- ① 会長：1名
② 副会長：若干名
③ 顧問：若干名
④ ヘッドコーチ：1名
⑤ 理事：各加盟校より1名
⑥ 常任理事：10名程度
⑦ 監事：2名

以下の役員は、加盟校の学生をもって充てる。

- ① 幹事長：1名
② 秘書：1名
③ 会計：1名
④ 幹事：40名程度
⑤ 代表委員：各加盟校より1名

第17条 全ての役員は、理事会の議を経て、代表委員総会の決議により決定する。

2. 役員の任期は2年とし、学生役員は1年とする。ただし再任は妨げない。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、本連盟業務に関して報酬を受けることができない。ただし、本連盟は、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

第18条 会長は、本連盟を代表して、会務を総括する。

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できない場合は、職務を代行する。

第20条 顧問は、会長、副会長、ヘッドコーチを退いた者を会長が推薦する。

2. 顧問は、本連盟の最重要事項の諮問に応じる。

第21条 ヘッドコーチは、常任理事を代表し、学生競技者の競技力向上を図るとともに学生役員に助言を与え、本連盟業務遂行の円滑化を図る。

第22条 理事は、理事会を構成し、本連盟の業務を遂行する。

第23条 常任理事は、会長、副会長、ヘッドコーチと共に業務執行理事として、学生競技者の競技力向上と共に主催競技会の円滑な運営を図り、本連盟業務全般を執り行う。

第24条 監事は、本連盟の会計業務を監査し、その結果を代表委員総会及び理事会に報告する。
2. これらの任務遂行のために代表委員総会、理事会への出席、質問が保証される。

第25条 幹事長は、幹事会が推薦し、幹事会を代表し、学生の業務を総括する。

第26条 秘書は、幹事会が推薦し、幹事長を補佐し、幹事長が業務を遂行できない場合は、職務を代行する。

第27条 会計は、幹事会が推薦し、会計業務を掌握する。

第28条 幹事は、幹事校（仙台大学、東北大学、東北学院大学、東北福祉大学、宮城教育大学）が推薦する。

2. 幹事は、幹事会を構成し、幹事長、秘書、会計を補佐し、一般業務を執り行う。

第29条 代表委員は、各加盟校より1名選出し、代表委員総会を構成する。

第5章 会議

第30条 本連盟に次の会議を設ける。

- ① 代表委員総会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会
- ④ 幹事会

第31条 代表委員総会は、本連盟の最高決議機関とし、5月・12月に会長が招集し、次の事項を審議・決定・承認する。

- ① 事業報告
- ② 決算および監査報告
- ③ 次年度事業計画
- ④ 次年度予算案
- ⑤ 役員の選任
- ⑥ 規約・細則等の制定及び改廃
- ⑦ 新規加盟校の承認
- ⑧ その他、本連盟の重要事項

2. 臨時代表委員総会は、会長が必要と認めた場合、及び加盟校の3分の1以上が書面をもって要求した場合、会長が招集する。

3. 代表委員総会の招集は、開催日の14日前までに会議の議事を記載した書面、または電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
4. 代表委員総会は、代表委員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。
5. 代表委員総会の議決は、出席委員（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
6. 次に掲げる代表委員総会の議決は、出席委員（委任状を含む）の3分の2以上の同意を必要とする。
 - ① 役員の解任
 - ② 規約の変更
 - ③ 新規加盟校の承認
7. 代表委員総会の議長は、会長とする。

第32条 理事会は、5月・12月に代表理事（会長）が招集し、次の事項を審議・承認する。

- ① 事業報告
 - ② 決算および監査報告
 - ③ 次年度事業計画
 - ④ 次年度予算案
 - ⑤ 役員の選任・解任
 - ⑥ 規約・細則等の制定及び改廃
 - ⑦ 新規加盟校の承認
 - ⑧ その他、本連盟の重要事項
2. 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合、及び理事の3分の1以上が書面をもって要求した場合、会長が招集する。
 3. 理事会は、連盟の業務執行決定機関として全ての理事で構成される。学生3役（幹事長、秘書、会計）は出席し、説明義務や質疑への回答義務を持つ。
 4. 理事会の招集は、開催日の14日前までに会議の議事を記載した書面、または電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
 5. 理事会は、理事の過半数（委任状を含む）をもって成立する。
 6. 理事会の議決は、出席理事（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 7. 次に掲げる理事会の議決は、出席理事（委任状を含む）の3分の2以上の同意を必要とする。
 - ① 役員の解任
 - ② 規約の変更
 - ③ 新規加盟校の承認
 8. 理事会の議長は、会長とする。

第33条 常任理事会は、ヘッドコーチが必要と認めた時に招集し、本連盟業務の円滑な遂行のため、次の事項を審議・決定する。

- ① 学生競技者の競技力向上に関わる事項
 - ② 主催競技会の円滑な運営に関わる事項
 - ③ その他、本連盟業務全般に関わる事項
2. 学生3役（幹事長、秘書、会計）は常任理事会に出席し、説明義務や質疑への回答義務を持つ。

3. 常任理事会の議長は、ヘッドコーチとする。

第34条 幹事会は、幹事長が必要と認めた時に招集し、秘書、会計と共に一般業務を執り行う。
2. 幹事会の議長は、幹事長とする。

第35条 全ての役員は、12月の代表委員総会において決定する。

第6章 会計

第36条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 表彰

第37条 本連盟は、模範的な競技者、チーム、本連盟に功績のあった者を表彰する。
2. 受賞者は理事会が推挙し、代表委員総会において決定する。

第8章 罰則

第38条 加盟校及び競技者が、本連盟の規約に反する行為をした場合は、会長が指名する特別審査委員会を設けて、これを審査する。
2. 必要があれば、代表委員総会の議を経て、会長がこれを罰する。

第9章 規約の改正

第39条 本規約の改正は、理事会の議を経て、代表委員総会において、3分の2以上の同意(委任状を含む)を必要とする。

第10章 補足

第40条 本規約の施行にあたり、必要と認められる細則については、別に定める。

付則 本規定は2020年12月13日より施行する。